

令和8年度「社会人等向けあおもりスタートアップ始動プログラム実施業務」仕様書（案）

1 目的

本県の経済成長と社会課題の解決を加速させるため、青森県内でのスタートアップ又は新規事業の創出を目指す社会人、UIJターン希望者等を対象に、本県の地域課題をテーマに、ビジネスアイデアの発想から課題設定、仮説検証、事業化までを体系的に学ぶ集中プログラムを実施し、スタートアップの創出及び将来の担い手となる実践的なスタートアップ人材の発掘・育成を図る。

2 委託業務名

令和8年度「社会人等向けあおもりスタートアップ始動プログラム実施業務」

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）までとする。

4 委託業務の内容

(1) 社会人等向けスタートアップ始動プログラムの企画・運営

青森県内でのスタートアップ又は新規事業の創出に関心を有する社会人、UIJターン希望者等を対象に、本県の地域課題から事業を生み出す考え方を学び、地域でのスタートアップ創出への意欲を高めるための効果的なプログラムを企画・運営することとし、次の内容を含めること。

※取り上げる地域課題は、参加者の関心の高いテーマとし、県と協議の上、決定すること。

ア 事前説明会の実施（7月頃）

起業家による講演やトークセッション等を通じて、本プログラムの周知を図るとともに、プログラム参加候補者の発掘を行うこと。

なお、開催方法は、企業内人材やUIJターン層にアプローチするため、首都圏会場での実開催とオンラインを併用したハイブリッド形式を基本とすること。

イ 事業化支援プログラムの実施（8～1月）

参加希望者のうち、創業意欲が高い者（10名程度）を対象に、地域課題から事業を生み出す考え方やビジネスアイデアの具体化に向けた検討を行うワークショップ（5回程度）を実施するとともに、地域課題の理解を深めるための県内フィールドワーク（1回程度）を実施するほか、社会起業家等との交流機会を設けるなど、事業化に向けた実践的なプログラムを実施すること。

なお、ワークショップの開催方法は、オンライン形式も可とする。

ウ 事業検討に係る伴走支援の実施（随時）

事業化支援プログラム参加者に対し、メンタリングや個別相談等による伴走支援を随時実施し、ビジネスモデルの構築、仮説検証、事業計画の整理等を支援すること。

エ ピッチ・交流イベントの実施（2月頃）

事業化支援プログラム参加者によるビジネスプランの発表機会としてピッチイベントを開催するとともに、県内支援機関、金融機関、起業家等との交流の場を設け、事業化に向けたネットワーク形成及び今後の連携につなげること。

なお、開催方法は、県内会場での実開催とオンラインを併用したハイブリッド形式を基本とすること。

上記内容のほか、事業目的を達成するために効果的な構成については、受託者からの提案を妨げないものとする。

業務内容：プログラムの企画、講師・メンター等の選定及び謝金等の支払い、会場の手配及び使用料の支払い、メンタリング環境の整備、開催周知（チラシ・SNS等）、参加者の募集、会場設営及び撤去、当日の運営（受付、司会・進行、議事録作成等）、資料作成・印刷・配付、アンケートの作成及び集計、関係者との連絡調整、進捗管理 など

(2) 業務実績報告書の作成

本業務の実施結果及び実施成果等をまとめた報告書（概要版及び詳細版（いずれもA4版縦とし、概要版は2枚以内））を作成し、紙媒体及び電子データを提出する。

5 成果品

受託者は次の成果品を提出すること。

- (1) 業務実績報告書
- (2) 参加者名簿
- (3) アンケート結果
- (4) 写真等の記録データ
- (5) その他委託者が必要と認めるもの

6 権利関係

- (1) 本業務における成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は委託者に帰属する。また、受託者は委託者及び第三者に対し、著作者人格権は行使しないものとする。
- (2) 成果品は、委託者及び委託者が認めた団体が作成するホームページや各種広報媒体その他プロモーション等に二次利用することを前提とする。

7 その他

- (1) 受託者は委託者と十分に連絡調整を行い業務を実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定する。
- (3) 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。